

社援発 0608 第 7 号

平成 30 年 6 月 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 御中
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の一部施行について（公布日施行分（進学準備給付金関係））

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）については、平成30年6月8日に公布されたところである。このうち、同法による改正後の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第55条の5において創設される進学準備給付金の支給に関する規定については、公布の日から施行し、同条の規定は平成30年1月1日から適用することとしている。

これに伴い、生活保護法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第185号。以下「改正政令」という。）、生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第72号。以下「改正省令」という。）及び生活保護法施行規則第十八条の十の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成30年厚生労働省告示第244号。以下「告示」という。）が公布され、改正法の公布の日と同日（平成30年6月8日）から施行される。

今回施行される改正法、改正政令、改正省令及び告示の規定について、その趣旨、主要内容等は下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、管内保護の実施機関をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

子どもの貧困対策の推進については、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第8条の規定に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）において、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である」とされており、生活保護制度においても、これまで教育扶助及び高等学校等就学費等の支給を行うことにより、また、未成年者の就労収入にかかる勤労控除や生活保護世帯の高校生の就労収入の収入認定除外の拡充により、生活保護世帯の子どもの自立の助長に取り組んできたところである。

こうした取組により生活保護世帯の子どもの高校等への進学率は平成29年4月で93.6%となり、全世帯の高校等進学率(99.0%)に近づいているところであるが、生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、35.3%（平成29年4月）となっており、全世帯の進学率73.0%と比較して著しく低い状況にある。貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するためには、生活保護世帯であることが進学への阻害要因とならないよう、大学等への進学を支援していくことが重要であり、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成29年12月15日)においても、「生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、給付型奨学金の拡充等の一般施策の動向も踏まえ、就労か大学進学か選択するに当たって、生活保護制度特有の事情が障壁になることがないよう、制度を見直すべきである。」とされたところである。

このため、生活保護費の中から大学等への進学後の費用を貯蓄することは認められておらず、進学直後に必要となる様々な費用を進学前からあらかじめ用意することが困難であるという生活保護世帯特有の事情を踏まえ、法第55条の5を新設し、大学等への進学時の新生活の立ち上げに当たって必要となる費用に充てるため、進学準備給付金を給付することとするものである。

第2 改正の内容

- 1 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「施行規則」という。）第18条の7で定める者に限る。）であって特定教育訓練施設（施行規則第18条の8に規定する教育訓練施設をいう。）に確実に入学すると見込まれるものに対して、進学準備給付金を支給することとしたこと。

(法第 55 条の 5 関係)

また、これと併せて、改正政令により生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号。以下「施行令」という。）の規定を、改正省令により施行規則の規定を次のとおり改正することとしたこと。

(1) 改正政令による施行令の改正

就労自立給付金の支給に関する事務の委託について規定する施行令第 8 条の規定は、進学準備給付金の支給について準用することとしたこと。（施行令第 8 条の 2 関係）

(2) 改正省令による施行規則の改正

① 進学準備給付金の支給対象者

法第 55 条の 5 第 1 項の「その他厚生労働省令で定める者」は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した者であって、次に掲げるものとすることとしたこと。（施行規則第 18 条の 7 関係）

ア 保護の実施機関が、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の高等部（いずれも専攻科及び別科を除く。）又は専修学校若しくは各種学校（高等学校に準ずると認められるものに限る。）をいう。）に就学することが被保護者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら保護を受けることができると認めた者（以下「高等学校等就学者」という。）であって当該高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学しようとするもの（第 1 号関係）

イ 高等学校等就学者であった者（災害その他やむを得ない事由により、高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学することができなかつた者に限る。）であって、当該高等学校等を卒業し又は修了した後 1 年を経過するまでの間に特定教育訓練施設に入学しようとするもの（第 2 号関係）

② 特定教育訓練施設

法第 55 条の 5 第 1 項の規定により厚生労働省令で定めることとされている特定教育訓練施設については、次のとおりとすることとしたこと。（施行規則第 18 条の 8 関係）

ア 大学（短期大学を含む。）（第 1 号関係）

イ 専修学校（専門課程に限る。）（第 2 号関係）

ウ 職業能力開発総合大学校の総合課程、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校の専門課程（第 3 号関係）

エ 水産大学校（第 4 号関係）

オ 海技大学校及び海上技術短期大学校（第 5 号関係）

カ 国立看護大学校（第 6 号関係）

キ 高等学校及び中等教育学校の後期課程（いずれも専攻科に限る。）、専修学校（一般課程に限る。）並びに各種学校のうち、被保護者がこれらを卒業し若しくは修了し、又はこれらにおいて教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められるもの（第7号関係）

ク アからキまでのほか、被保護者が卒業し若しくは修了し、又は教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められる教育訓練施設（第8号関係）

③ 進学準備給付金の支給の申請

進学準備給付金の支給を受けようとする被保護者は、その氏名及び住所又は居所、入学する特定教育訓練施設の名称その他必要な事項を記載した申請書を進学準備給付金を支給する者に提出しなければならないこととしたこと。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があると認める場合は、この限りではないこととしたこと。（施行規則第18条の9第1項関係）

また、進学準備給付金を支給する者は、当該申請書のほか、進学準備給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができることとしたこと。（施行規則第18条の9第2項関係）

④ 進学準備給付金の支給

進学準備給付金は、告示において定める額を、被保護者の特定教育訓練施設への入学に伴う保護の変更若しくは廃止の決定前又は当該決定後速やかに支給するものとする事としたこと。（施行規則第18条の10関係）

⑤ 再支給の制限

進学準備給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、進学準備給付金を支給しないこととしたこと。（施行規則第18条の11関係）

2 進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがなく、既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押えられることがないこととしたこと。（法第57条及び第58条関係）

また、進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができないこととしたこと。（法第59条関係）

3 市町村長がした進学準備給付金の支給に関する処分又は市町村長が進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとし、当該都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができることとしたこと。（法第64条から第66条まで関係）

- 4 都道府県及び市町村は進学準備給付金の支給（委託を受けて行うものを含む。）に要する費用（以下「進学準備給付金費」という。）を支弁しなければならないものとし、都道府県は居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した進学準備給付金費の4分の1を負担しなければならないこととしたこと。（法第70条、第71条及び第73条関係）

また、国は市町村及び都道府県が支弁した進学準備給付金費の4分の3を負担しなければならないこととしたこと。（法第75条関係）
- 5 進学準備給付金の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅することとしたこと。（法第76条の3関係）
- 6 偽りその他不正な手段により進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができることとしたこと。（法第78条関係）
- 7 偽りその他不正な手段により進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとしたこと。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によることとしたこと。（法第85条関係）
- 8 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、進学準備給付金の支給に関する情報であって生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成26年厚生労働省令第72号。以下「別表第一省令」という。）第6条第1項第3号で定めるもの（進学準備給付金の額及び支給期間）につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から提供の求めがあったときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うこととしたこと。（法別表第一の6の項第1号及び別表第一省令第6条第1項第3号関係）